

田子町結婚祝い金支給事業 —しあわせ(4+4)のまちづくり—

若者世代の夫婦が共に婚姻届出日から継続して1年以上田子町に居住、または、婚姻届出1年前から婚姻届後1年以内に田子町に転入し、引き続き1年以上共に定住した場合、夫婦に結婚祝い金として夫婦1組あたり 8万円を支給します。平成 28年度には11組の夫婦に支給しました。

◆ 対象となる夫婦 (平成28年度から対象となる結婚の年齢制限を撤廃しました)

- ① 戸籍上の婚姻日(婚姻届が受理された日)が平成 26 年4月1日以降の夫婦。(戸籍で確認します。)
※ 初婚、再婚を問いませんが夫婦両者同士の離婚後に再婚した場合は対象外です。
※ 再婚で、一方が結婚祝い金の受給経歴がある場合は対象外です。
- ② 申請日において、婚姻後夫婦共に田子町内の同一の住所に1年以上継続的に居住していること。(婚姻届出1年前から婚姻届出1年以内に田子町に転入し、夫婦が共に継続して1年以上田子町内の同一の住所に居住をしている移住夫婦を含みます。)
- ③ 申請日において、夫婦が田子町の全ての公租公課*を滞納していないこと。
※ 個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料、水道料金、田子診療所料金、老健たっこ利用料、町営住宅料、保育園・幼稚園保育利用料
- ④ 夫婦の扶養の状況及び公租公課の納付情報並びに戸籍関係を調査することに同意できること。
- ⑤ 夫婦及び同居人全てが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑥ 結婚祝い金の支給について、夫婦共に広報たっこに掲載されることに同意できる方。

◆ 結婚祝い金の額

- ① 結婚祝い金 夫婦1組当たり 8万円 (しあわせ…4+4)
- ② **子ども出生加算**
婚姻日から支給対象となる日(1年以上居住)までに子ども*を扶養することとなった場合は、子ども1人につき4万円を加算します。
※ 子どもは、出生見込み(妊娠12週以降の子)でも対象とします。(母子健康手帳で確認します。)
- ③ **転入養子加算**
婚姻日以降に夫婦共の養子縁組によって15歳以下の子どもを養育することとなり、かつ、この子どもが婚姻の日以降に田子町に転入し継続的に夫婦と共に居住しているとき(1年以上居住)は、子ども1人につき4万円を加算します。

■ 申請期限

申請期限は、対象となった日(1年以上居住した日)から1年以内です。

■ お問い合わせ

田子町役場 住民課 子育て定住移住支援室
電話番号 0179-23 - 0678 (直通)

